

三、法律改正への戦略

私としては、警察に逮捕、起訴された後の対応は当然考えていたし、最終的には、絶対に、裁判は勝てると確信していた。

平成8年1月16日、京橋と同じ中央警察署管内の茅場町に移転、営業開始。

同月27日、中央警察署保安課に「風適法の営業許可証」を返還、新しく茅場町に文部省の所管である「財団法人日本ボールルームダンス連盟」の認定教室として「風適法」の認可無しで営業をする、と告げてきた。（隠れて営業するのではない）

担当者は署では判断が出来ないので本庁に問い合わせるとの事。返答は…、

「バレエ、ジャズダンスだけを教えていれば構わないが、ダンスも教えるのであれば、「風適法」の扱いとなるから許可を取って営業して欲しい」と言われたのである。

それから、中央警察署で数回に亘る折衝があった。

2月14日、「全ダ連」の黒田事務局長から連絡を受け、虎ノ門の事務所に伺った。

警察庁から「ダンス界内部で穏便に解決を図り、説得させる様に…」

との指示を受けたそうで、間に入って心配をしてくれた。

「いろいろとダンス界内部での影響・動揺も大きいので、どうなんだ？」

「先輩には申し訳ないが、例え逮捕・送検されても、初心を貫きたいと思います」と決意の変わらないことを伝えた。

その同じ日の同じ頃、私のスクールには中央警察署の刑事が2人、私服で調査に来ていた。

「これが風俗営業に見えますか？」

と家内の雅子が対応にあたったが、刑事は…、

「法律があるのだから、守らなければ駄目じゃないか」

「長年、法律の改正に努力をしても、変らないのだから仕方ないでしょう。」

「周りに病院も学校もないし、問題ないから許可を取りなさい」

「京橋の時もそうだった様に、こんなに真面目に営業しているものを、何故ダンスだけが不当な扱いを受けなければならないのですか？」

と、取り合わなかったとのこと。帰ってきた私はそれを聞いて…、

「流石！」と思った。刑事も余りにもはっきり言われて、驚いて帰ったのではないか！

当初は、日本バレエ協会の会員である娘にバレエを受け持たせ、私の千葉スクールで教えているジャズダンスの先生を週に二日程度呼んで、バレエ、ジャズダンスとダンスを表面に出して営業しようと思っていたが、この日で完全に私の決心はついた。

「ボールルームダンスだけで営業しよう！」

改めて、風俗営業に関する法律を勉強しなければならない、と覚悟した。

翌15日、本庁に報告書を書くために直接私から話を聞きたい、との伝言により夕刻、

中央警察署生活安全課まで出向いた。同署の担当生活安全課の長である熊谷警部補は、50年配の大変に紳士的な方で長時間話を聞いて戴いた後、

「信念で行動されている事は良く解りました。本当はやりたくない仕事ですが、私たちは本庁の命令により動いています。またお出で戴くかも知れませんが、どうか、お手柔らかに……」と送り出してくれた。

昭和59年に改正された法律では、18歳未満を教えなければ、国家公安委員会の認定や「全ダ連」の資格を得なくてもスクールを経営したり、教えたりすることは出来ることを、私は知っていた。

法18条の「未成年者が立ち入ってもよい教授所」は、規則27条、28条による国家公安委員会の指定された団体、即ち、「全ダ連」の資格を所持していなければならない。(無論、私とスタッフ全員も資格は持っていた)

然し、法律では「18歳未満を教えなければ」、国家公安委員会が指定した全ダ連の資格を得なくてもスクールを経営したり、教えることは出来ることになっていた。

これは、昭和57年に警察庁の三島警視正が説明した時にも…、

「面積、照度、騒音などの基準に合っていれば、子供の入れない教授所ならば資格を持っていない人でも、経営することはできます」と言っている。また、…

「東京の場合、警視庁で一連の条令の運用解釈というのが出来ていますが、地方としては、面倒くさいから全部認定をとってもらおう、という指導をする県もあるでしょう」とも説明していた様に、全国的に統一した解釈が出来ていない。

しかし、未成年者を立ち入りさせなければ認可を得る必要はないのではないか。実際に、当時私のスクールには未成年者は来ていなかった。私は意識的に、中央警察署に届ける時、「未成年者云々」は言わなかった。

裁判になった時、私のスクールは、立地、面積、照度、騒音など全て基準に合致していたし、「未成年者は立ち入れない」との表示をしないことだけで、どの様な判断を裁判所がするか、との興味もあった。

平成8年2月以降、警察庁からは何の音沙汰もなかった。

しかし、その8ヶ月間以上もの間、私は徒に手を拱いていた訳ではない。連盟の認定登録教室に関する規定を仕上げ、6月の理事会・評議員会で可決成立させ、認定活動を開始した。

言うまでも無く、自分のスクールも真っ先に登録した。

規定には、

- ① ボールルームダンス(ダンススポーツ)を指導する。
- ② 交付された認定教室のプレートは見やすい場所に掲示する。
- ③ 教授料金等の料金表の掲示をする。

- ④ 教室内の実行床面積を80平方米(24坪)以上とする。
- ⑤ 教室内の照度を30ルクス以上とする。
- ⑥ 教室外で測定した騒音及び振動が50デシベル(ドアの外一米^{メートル}を離れて測定した数値)以内とする。
- ⑦ 教室内で飲食を提供する営業はしない。
- ⑧ ダンスホールに対しては認可しない。

その他、罰則規定及び認定教室の停止処分、プレートの返還規定、登録申請書の書き換え等であった。

全ての準備は終わったが、警察署からは「ウンともスンとも」言ってこない。

焦^{あせ}ってはいけない、と自制しながらも、1月に移転オープンして以来、10ヶ月以上も中途半端^{ちゅうたんぱんぱん}な状態にそろそろ耐えられなくなってきたところであった。

ついに、警察庁が動き出した。

先ず、警察庁と私との争い(未だダンス界としての闘争ではなかった)、即ち法廷での対決・起訴を警察庁が決意した事については、私も十分に覚悟はできていたし、待ちかねていた。

ただ、テレビのドラマで見られるように、手錠^{てじょう}をされて連行されるのは、近所の人達の手前、(ちょっと恥ずかしいな!)と思っていた。後で、澤野弁護士に話したところ、

「自宅から連行することはないですよ。署に出頭した時に、形だけ手錠をされるだけです」と笑われてしまった。世の中には、訴訟沙汰の好きな人も居るようだが、私は好き好んで逮捕され裁判を望んでいる訳ではない。無論、法廷闘争によらないで法律が改正され、解決されることが最も望ましいことなのとは言うまでもない。

しかし、それが適わない時、法律改正に向けてマスコミや世論に訴えるのに最もインパクトを与えるのは、[私が逮捕されることであろう]、と思っていたし、それだけの覚悟を決めないことには何も出来ないと考えていた。

後に詳述^{しょうじゆつ}するが、昭和59年から2年間、NHK教育テレビで「レッツ・ダンス」という番組で初代講師を務めたことがあった。番組は幸いにも好評で、新聞、雑誌、テレビの取材を受け、ダンスブームと持て囃^{はや}された。このことによって、他の人が逮捕されるよりは、私が逮捕されることの方がより一層の話題性があると思ったのである。

法廷闘争においては、マスコミに効果的な働きかけをする為に当然のことながら、「ダンス教室を風適法により規制するのが是^ぜか非^ひか」との論争に勝たねばならない。

警察庁との間でどちらが世論に強く訴えられるかが重要であろう、即ち理論武装^{りろんぶくわう}をしなければならない。

一、先に述べた如く、最高裁まで争うとなれば、法律論争になるであろう。

私は、憲法第14条の[全ての国民は、法の下に平等である。]と、第22条、[何人も

公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有する。]と定めてある[基本的人権に反する]ことを、論争の中心に据えるつもりであった。

即ち、ダンス教授所に対し、合理的理由もなく営業場所を制限すること(学校、病院、住宅街などから)は違憲であることを前面に出して闘うつもりであった。

また、我々ダンス教室の営業が[公共の福祉に反するか]も重要な争点になろう。そうでなければ、当然、憲法に違反することは明らかである。

平成4年に、連盟は文部省から公益法人としての認可を得て、国民の心身の健全なる発達に寄与することを目的とし、認定教室も文化として管理しているのだ。

他方、警察庁は、[ダンス教授所が青少年の健全な育成に障害を及ぼす、或いは、善良なる風俗環境を害する恐れがある]ことを立証しなければならない。

まずは、バレエやジャズダンス、エアロビクス、タップダンスその他の教室には、何らの規制もないのに、何故ダンススクールだけが風適法の規制を受けなければならないのか、どこが違うのか、を問いかけることとする。

これに先立ち、[薬事法の一部が憲法違反である]、との最高裁の判決があった事例があった。これを有効に活用しようと思った。[食管法改正]と[化粧品の販売価格の自由化]が決定したのも追い風となろう。

以下に、その薬事法や食管法などの闘争について述べてみたい。

① 昭和50年4月30日、最高裁判所にて[薬局の開設等の許可基準として地域的制限を定めた規定]は違憲、無効とした判決があった。これは広島高裁の判決が逆転されたもので、県条例では[既存の薬局から100メートル以上離れないと新規営業を許可しない]、とある規定は無効であるとの見解が出たのである。

[薬局及び一般販売業は、国民に対して良質な医薬品を適正に、かつ、必要に応じて支障なく供給するという社会的使命を持っている。特に、適正なる医薬品の供給や調剤を行うために、無薬局や無薬店地区の解消に資する]と[過疎地に無いと不便であるから、一箇所に固まらないように、立地条件は営業の基礎である]との検察当局の主張を退けて…、

[画一的な距離制限は、既存業者の独占的利益の確保を目的とし、新規開業者の営業の自由を侵す違憲の規制である]と、憲法第22条の[職業選択の自由を侵している]との最高裁判決があったのである。

② 平成6年の米不足の時に、食糧庁を批判して[ヤミ米]の安売りに踏み切り、食管法改正を実現した人がいた。城南電気の宮路年雄社長である。宮路社長は、平成5年にも厚生省の指導をはねのけて化粧品の値引き販売を強行し、化粧品価格の自由化への道をも開いていた。

コストをつり上げる行政指導に徹底的に対抗し、逮捕されたが、その間のマスコミ

と世論の盛り上がりで、規制緩和を前進させたのである。

無論、無罪を勝ち取った。

私も、この考え方に意を強くしたのである。

二、次の論点は、昭和55年に警察庁保安課長が指摘していた除外反対理由を覆すことである。私が主張しようと用意していたことは、次の諸点である。

① 「ダンス界には全国組織が無い」(との警察庁の主張)

先に述べたように、平成四年三月、財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下、[連盟]と略す)という全国的な組織が文部省に認定されている。同時に、資格認定試験も厳格・公正に行い、約6,000名のプロ資格保持者が存在している。

② 「ダンス界は、自主規制が出来ない、自浄作用がない」

連盟の「認定教室」は、現在の風適法よりも厳しい規制をしている。また、倫理綱領、懲戒規定を策定し、会員の資質の向上に努めるべく準備中であった。

それによって、会員に対し、資格の停止、除名処分も出来ることになる。設立以来、現在までに連盟会員の中で問題を起こした者は皆無である。

③ 「ホールと教室を併用している所がある」

連盟の認定教室には、併用している所は無い。併用したければ、ダンスホールで認可を取るべきである。ダンスホールはそのまま風適法下で営業すればよい。風適法下で営業したい教室は、そのまま全ダ連の傘下で行えばよい。

④ 「教室内で飲食をさせている所がある」

連盟の認定教室は、規定により教室内での飲食は認めていない。また、全国的にその様な形態をとっている教室は皆無である。従って飲食を提供する教室は、ホール同様、風適法の下で営業をすればよい。

⑤ 「規制を受けているから問題が起きていないが、外せば起きる危険性が大きい」

後に重大な争点の一つになるが、暴力団などが営業に参画してくる危険性があるとの指摘であった。

ジャズダンスやバレエなどと同様、現在のダンス教授所の経営は、技術を習得していない者が経営者となることは有り得ない。即ち、入場料やテーブルチャージ、飲食物、女性の接待などや、客同士で踊らせる営業形態(キャバレー、クラブ、ディスコ、ダンスホールなど)と異なり、ダンスを教える経営では、自分で弟子を教え、育て

られない事にはスクールを経営することは出来ない。

以前、著名なタップ・ダンサーが、タレントの娘や息子を前面に出してダンス教室のチェーン化に踏み切ったことがあった。一時は都内に数軒の名義貸しの教室を持ったが、月に10万円程度の名義使用料を払ってもメリットがない為に、2～3年で殆どの教室が名義を返上してしまい、元のタップ教室だけに戻った実態もある。

ダンスが出来ない暴力団が介入したり、経営することなど出来る筈もない。警察庁の論法でゆくと、ジャズダンスやクラシック・バレエなども暴力団関係者が経営に乗り出すことを恐れなければならなくなる。

暴力団等の関与が心配であるとしたら、他の法律(刑法や暴対法など)で対処すればよいのではないだろうか。

⑥ 「ダンスは歡樂的な雰囲気があり、スポーツとは言えない」

終戦直後のダンスホールと異なり、現在のボールルームダンスは歡樂的な雰囲気など一切無い。

オリンピックに採用される可能性が出てきたダンスが、スポーツではない、とする考え方は時代錯誤も甚だしい。全国各地の公民館活動で最も活発なサークル活動は、生涯スポーツ・健康などを目的としたダンスサークルである。文部省が、文化・スポーツと認めているダンスを、一方では風俗として規制する。

これは明らかに偏見による差別と言わねばならない。

⑦ 「業界内で除外に反対しているものが多い」(最後まで警察庁は強硬に主張)

確かに、自分たちの利益や地位を守る為に反対している人が、全ダ連の中には存在した。しかし、それはほんの一握りの者で、その為に真面目にダンスを教授している多くの教室が犠牲になることは民主主義に反する。

後日、連盟本部がアンケート調査した結果も圧倒的多数が風適法からの除外を求めている。

以上、昭和60年当時の状況とは大きく事情が変わってきていることに警察庁は気づいていなかった。または、気づいていても認めたくないというのが本音であった。

⑧ 「風適法は既存の営業者の利益を守る為にあるのではない」

全ダ連の一部の人達は「我々は風適法に守られている。誰でも、何処でも営業できる様になったらどうする」と反対している。それこそ、既存の業者の利益を目的とする事となり、薬事法と同じく、「職業の選択の自由」に抵触するであろう。

ダンスの教師免許は、弁護士や医師等の資格職業や、調理師、美容師など衛生上問題が起きる可能性のある資格免許とは異なる。国が管理すべきものではなく、ゴルフやテニスのプロ・ライセンスと同様、業界に任せるべきものである。

三、最後は、法律改正の時期、行動を起こすのを何時にするかであった。

前回の改正から10年以上が経過し、車椅子ダンスがパラリンピック採用に決定し、国際オリンピック委員会の公式発表などからも、社会通念と社交ダンスの概念の変化(スポーツとしての認識)が見られている。

周防正行監督の映画 [Shall we ダンス ?] の大ヒット。テレビでのダンス番組が高視聴率を挙げている今が、[絶好のタイミング] である、と思った。

(自惚れていると言われるかもしれないが)、[自分がやらなくて誰がやる]、との気概もあった。マスコミを通して、どの様にして一般国民の世論を喚起するか、警察庁が自ら法律を改正せざるを得ない状態まで追い込んでゆく事が重要であろう。

私の戦術は、次の様なものであった。

- ① 私が [Shall we ダンス ?] の試写会を見たのが、平成7年の11月であった。映画を見終わった瞬間、[これはヒットする、最大のチャンスだ!] と確信した。国内の公開は、平成8年1月27日、私が中央警察署に [風適法の許可証] を返還したのと、奇しくも、同じ日であった。

海外での上映にも合せて、マスコミ、特に海外通信社に働きかけて、時代にそぐわない法律を全世界に訴えよう。

榊岡専務理事の了解を得て、[マスコミ対策委員会] を立ち上げ、連盟も大映映画とタイアップして前売り券の販売を協力することにした。私だけで、ペアー券(2人で2,600円)を300枚も売り切った。

見込み通り、映画は大ヒットし、世間の目が社交ダンスに熱く向けられたことを肌で感じた。

後は、海外へのアプローチと、それに伴う政治家の先生方の法改正への意欲を、いかに掻き立てるかであった。

昭和60年当時、私は連盟の渉外部長として資料を集め始めていた。世界中のダンス協会にアンケートを送付し、[日本のスクールは警察のコントロールの下にあるが貴国の状態を教えて欲しい]、他に [学校教育の中でダンスを教えているか]、[ダンス教室で使用する音楽に対して著作権料はどの程度支払っているか] 等であった。

戻ってきた結果は予想していた通り、ダンススクールが警察の下にある国は、日本の他には、東南アジアに2カ国あっただけで、特に先進国と言われている国では、日本以外、皆無であった。(学校教育・音楽著作権問題等については後述する)

- ② 「ボールルームダンスは、正統なスポーツとして、夏のオリンピックに近々採用したい」とのIOC事務局長の声明があったことも追い風となった。

平成8年4月5日付け [ジャパン・タイムス] や [毎日新聞] に、「オリンピックのメダルは近い将来、ダンスフロアでも獲得出来るようになる」との記事が掲載され

た。

これらを十分に活用して、ダンスはスポーツである事を、マスコミを通して広報・宣伝することを第一に考えたい。

- ③ 現に、日本テレビからも取材の申し込みがあったが、今、微妙な時なので、もう少し後にして欲しいと断っていた。しかし、ウッチャン、ナンチャンやタモリさんも番組にダンスを取り入れている。今後、こちらから各放送局に働きかけて、今の法律の矛盾点を取り上げてもらう様に働きかけよう。

また、これまでに培ってきたマスコミの知己に働きかけてテレビや新聞、雑誌などで「ダンスは風俗か？」とのキャンペーンを大々的に起こすつもりであった。

- ④ ダンス業界内でも多くの同調者を募り、ダンススクールが纏まって集団で風適法の許可証を警察署に返上する。これを国内外のマスコミに取材を働きかけ、国会と国民の世論に訴えることも一つの方法と思った。

- ⑤ 最高裁まで長期に亘るであろう法廷闘争の間に、ダンス愛好者の署名運動を行い国会に陳情し、併せて世論の喚起を狙う。

- ⑥ 全国のダンス関係者に紹介して戴いて、与野党の衆参両院の先生方をお願いして「議員立法」による法律の改正を図る。

などが考えられ、以上を平行して行い、相乗効果を狙うものであった。

しかし、この後、予期しない展開となるのである。